

## 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11（飼料）に係る 食品健康影響評価について

### 1. 経緯

遺伝子組換えセイヨウナタネ「除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11」（以下「MS11 セイヨウナタネ」という。）については、平成 29 年 10 月 13 日付けで BASF ジャパン株式会社より遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼品種の概要

MS11 セイヨウナタネには、改変 *bar* 遺伝子、改変 *barnase* 遺伝子及び *barstar* 遺伝子が導入されている。

*Streptomyces hygroscopicus* 由来の改変 *bar* 遺伝子によって発現する改変 PAT たん白質は、除草剤グルホシネートを除草活性のない化合物に変換することにより、植物にグルホシネートに対する耐性を付与する。

*Bacillus amyloliquefaciens* 由来の改変 *barnase* 遺伝子によって発現する改変 BARNASE たん白質は、薬のタペート細胞において RNA を分解することにより花粉形成を阻害し、植物に雄性不稔形質を付与する。

また同様に *B. amyloliquefaciens* 由来の *barstar* 遺伝子によって発現する BARSTAR たん白質は、改変 BARNASE たん白質を特異的に阻害するため、薬組織以外での非意図的に改変 BARNASE たん白質が発現した際に活性を抑制する。

### 3. 利用目的および利用方法

MS11 セイヨウナタネの飼料としての利用目的や利用方法は、従来のセイヨウナタネと相違がない。

### 4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2017 年 10 月確認終了	米国食品医薬品庁（FDA）
カナダ	2018 年 1 月確認終了	カナダ食品検査庁（CFIA）